

【経過措置分】白山市不妊治療費助成事業について

令和4年4月からの不妊治療の保険適用化に伴い、白山市の特定不妊治療・一般不妊治療費の助成制度は令和4年3月末で終了となります。
今後の助成制度の取扱いについては、以下をご確認ください。

治療の期間	令和4年3月31日までの治療		
助成の種類	一般不妊治療	特定不妊治療	
実施主体	白山市	石川県	白山市
治療の種類	タイミング療法、薬物治療、手術療法、人工授精など	体外受精、顕微授精	
助成金額	自己負担額の1/2以内で 1年あたり5万円を限度に支給	令和4年3月31日までに終了した治療および令和4年3月31日以前に治療開始し、令和4年4月1日以降に治療を終了した1回分の治療費について、30万円を限度に支給 (男性不妊治療は追加で30万円を限度に支給)	左記の石川県の支給決定を受けた治療費について、 1回あたり5万円を限度に支給 (初回治療のみ1回10万円限度)
助成対象期間	≪助成対象期間≫ 1 出産につき連続する2年間 (ただし、やむを得ない事情による治療中断期間は除きます)	出産につき初めて受けた助成の治療開始時における妻の年齢により助成回数は以下の通りです。 40歳未満の方…6回まで 40歳以上43歳未満の方…3回まで 43歳以上の方…対象外	
助成対象者	①県内に1年以上住所を有し、申請日に夫婦両者又は一方が白山市に住所を有する戸籍上の夫婦 ②申請時において前年の夫婦合算所得額（所得が確定するまでは前々年）が730万円未満の方	県内に住所を有し、指定医療機関で不妊治療を行う夫婦 (事実婚含む)	①県の不妊治療制度の決定を受けた方 ※県の決定通知書の日付が令和3年4月1日以降のもの ②申請日に夫婦両者又は一方が白山市に住所を有する夫婦 (事実婚含む)
必要書類	①一般不妊治療費助成交付申請書 ②一般不妊治療医療機関受診等証明書 ※証明に係る文書料等は助成対象外となります ※場合によって、戸籍謄本・所得証明が必要になることもあります		①特定不妊治療費助成交付申請書 ②県発行の決定通知書の原本とそのコピー ③不妊治療費の病院の領収書、明細書の原本とそのコピー ④事実婚関係にある夫婦は別途申立書
申請期間	治療を受けた日の属する月の翌月から1年以内に申請してください。 【例】令和4年2月診療分→令和5年2月末までに申請 【申請期限】令和5年3月31日(金)必着 ※提出が遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合、助成の対象とはなりませんのでご注意ください。 連絡先：いきいき健康課 (076) 274-2155	県ホームページ参照	県の決定通知が令和3年4月1日～令和4年3月31日の場合は決定通知の日付から1年以内に申請してください。 【申請期限】令和5年3月31日(金)必着 ※提出が遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合、助成の対象とはなりませんのでご注意ください。 連絡先：いきいき健康課 (076) 274-2155